

特定商取引法上のクーリング・オフ期間

契約書面を受け取った日から

8日間	訪問販売、訪問購入
	電話勧誘販売 特定継続的役務提供(エステ、美容医療、学習塾、パソコン教室、家庭教師、語学教室、結婚相手紹介サービス)
20日間	連鎖販売取引(マルチ商法)
	業務提供誘引販売取引(内職商法)

契約書を受け取った日

※日数には契約書を受け取った日も含みます。

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供などは、**8日以内**

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

内職・マルチ商法は**20日以内**

効果

- 契約が最初からなかったことになる。
- 支払ったお金は全額返してもらえ、違約金も請求されない。
- 商品を受け取っている場合は、相手負担で引き取ってもらえる。
- 工事施工後でも解約でき、元の状態に戻すように請求できる。



クーリング・オフが
できないケースもあります

訪問販売、電話勧誘販売の場合のうち

3,000円未満のものを現金で買った場合

使用済みの化粧品・健康食品

自動車



通信販売
(ネット通販を含む)



返品特約表示がない場合は、商品が届いてから8日以内なら送料消費者負担で返品可能

クーリング・オフ
をするときは!

右のハガキをご利用ください。➡

ハガキを記入したら

- ①両面コピーを取り、保管しましょう。
- ②郵便局から「特定記録郵便」で出し、受領書を保管しましょう。
- ③クレジット契約をした場合、クレジット会社にも通知しましょう。
- ④期間内に送付すれば、通知の到達が期間後でも、クーリング・オフできます。

販売会社あて

電話はダメ!
必ず書面で!



業者の**こんな言葉**に注意しましょう!
(クーリング・オフができるのに)

- 「クーリング・オフはできません」
- 「違約金が発生します」
- **脅し文句** などを言ってきたら、
クーリング・オフ妨害です!

※事業者からクーリング・オフ妨害を受けた場合や、契約書面が交付されていない場合は、期日を過ぎてもクーリング・オフが可能です。



クレジット会社あて

迷ったら
消費生活センターに
相談してください

契約解除通知書

■契約年月日 年 月 日

■商品(役務)名

■契約金額 円

■販売会社名

(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

なお、支払い済みの 円を返金し、
商品を引き取ってください。

年 月 日

(契約者)

住所

氏名

契約解除通知書

■契約年月日 年 月 日

■商品(役務)名

■契約金額 円

■販売会社名

(担当者名)

上記日付の契約は解除します。

年 月 日

(契約者)

住所

氏名